

全てのこどもの育ちを応援します
**こども誰でも通園制度の試行的事業が
スタートします**
(7月から市内8施設でスタート)



ターゲット 4.2

令和6(2024)年6月21日
郡山市 こども部 保育課
課長 結城 弘勝
TEL: 924-3548

SDGs ターゲット4.2 「全ての子供が質の高い乳幼児の発達・ケア等にアクセスし、初等教育を受ける準備が整うようにする」

「同世代のお友達と遊んでほしい。」「先生にお歌や遊びを教えてもらいたい。」という願いにお応えします。

本市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的に、保育所などに通っていないお子さんを認定こども園や幼稚園に通わせることができる「こども誰でも通園制度」の試行的事業を、下記により行います。

記

- 1 開始年月日 令和6(2024)年7月1日(月)
- 2 実施場所 認定こども園、幼稚園の市内8施設(別紙一覧のとおり)
- 3 対象児童 以下の条件に全て該当するお子さんが対象になります。
 - ① 1歳～2歳のお子さん
 - ② 郡山市に住民票を有するお子さん
 - ③ 認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所又は企業主導型保育施設に通っていないお子さん

※医療的ケア児(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項)に該当するお子さんはご利用いただけません。(お預かりできる体制・設備等が整っていないため)
- 4 利用時間 1人1か月あたり10時間まで
- 5 利用料金 1人1時間あたり300円程度
(各施設が設定。所得の状況により減免あり。)
- 6 利用方法 施設を利用する前に郡山市に利用登録の手続きが必要です。
登録後、市から利用登録通知書と1時間1枚、月あたり10枚分の利用券を送付します。利用登録通知書を持参の上、利用を希望する施設の親子面接を受け、予約の上ご利用ください。
- 7 利用登録 利用登録に必要な書類一式は、市ウェブサイトや保育課窓口、実施施設等で配布しております。利用登録申込書等に記入のうえ、本人証明書の写しを添えて、保育課窓口へ持参または郵送で提出してください。

※ 詳細につきましては、市ウェブサイトをご覧ください。



2024(令和6)年 郡山市は市制施行100周年!!

ひらけ 未来へ こおりやま

実施場所一覧（認定こども園及び幼稚園 8施設）

施設名	種別	地区	受入年齢・定員	曜日・時間	電話番号
安積町つつみ幼稚園	幼	安積町	2歳：6名	平日 8:00-14:00	024-945-0867
大槻中央幼稚園	幼	大槻町	2歳：8名	平日 9:00-13:30	024-951-2510
こはらだ幼稚園	こ	小原田	1歳：2名 2歳：3名	火・金 9:30-11:30、 14:00-16:00	024-944-2255
たから幼稚園	幼	堂前町	2歳：12名	平日 10:00-12:00	024-922-1973
田村町つつみ幼稚園	幼	田村町	2歳：6名	平日 8:30-16:30 土曜 7:30-16:30	024-955-2343
富久山幼稚園	幼	富久山町	2歳：10名	平日 7:30-18:30 土曜 7:30-18:30	024-922-3887
富久山西幼稚園	幼	八山田	2歳：10名	平日 7:30-18:30 土曜 7:30-18:30	024-922-4860
わかば幼稚園	こ	安積町	1歳及び2歳 ：2名	火・水・木 9:00-11:00	024-945-6035

※こ…認定こども園、幼…幼稚園

（参考）こども誰でも通園制度 とは

子ども・子育て支援法の改正（2024年6月5日に可決・成立）により創設された新たな制度です。（2026（R8）年度から、全国での実施が予定されています。）

保育所等に通っていない満3歳未満の子どもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる制度です。

郡山市は、2026年の本格実施に先立ち、2024年7月1日から、試行事業を開始します。

（本制度対象の本市における0-2歳の未就園児童は、0-2歳児の約半数である約3,000人）

目的：こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」こと

意義：・家庭と異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られ、様々な経験を通して、ものや人への興味が広がり、こどもの成長に資する。

- ・こどもにとって年齢の近い他のこどもとの関わりは、成長発達に資する経験となる。
- ・育児の専門職（保育士、保育教諭等）への相談や関わりにより、保護者の育児負担の軽減や孤独感の解消につながる。

郡山市における特色：保育現場における「慣れない子どもを預かることへの不安や負担感」の緩和、安全確保（アレルギー有無や保育上の配慮事項を事前に園が把握）のため、園と親子の事前面接を必須としました。